

日本共産党都議会議員

とや英津子のニュースレター TOYA ETSUKO Newsletter



文教委員会理事

オリンピック・パラリンピック特別委員

事務所 桜台1-6-11 TEL 03-6324-8060

コロナ禍対策措置を活用しましょう

ご相談はとや英津子事務所まで

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (東京都)

対象 中小の飲食業者 支給額 一店舗当たり186万円

緊急事態措置期間開始の令和3年1月8日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(31日間)

なお、営業時間の短縮に向けて準備等が必要な場合において、令和3年1月12日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(27日間) は、一店舗当たり162万円

休業支援金・給付金 (厚労省)

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日割上限11,000円)を休業実績に応じて支給します。

①2020年4月1日から21年2月28日までの間、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者②その休業に対する賃金(休業手当)を受けない方

◇2020年10月~12月 21年3/31締切

2021年1月~2月 21年5/31日締切

【申請方法】郵送 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

①支給申請書②支給要件確認書③本人確認書類④振込先口座確認書類⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類(給与明細の写しなど)

【お問い合わせ】コールセンター 0120-221-276

住居確保給付金 (厚労省)

離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等による収入減少により、離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

◇支給額 単身:53,700円、

2人世帯64,000円、

3人69,800円

◇支給期間 原則三ヶ月

【お問い合わせ】

相談コールセンター

TEL 0120-23-5572

水道料金・下水道料金の支払い猶予 (東京都)

新型コロナウイルスの感染拡大により一時的に水道料金等の支払いが困難な事情がある方に対し、支払いを猶予します。

◇申し出日から最長1年間、猶予期間は、原則4ヶ月ごとに設定。◇受付期間 2022年3月31日まで

【お問い合わせ】水道局お客様センター TEL 03-5326-1101 FAX受付可、水道局HP参照